

## 議第79号

### 専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例等の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 滋賀県税条例等の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例等の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県税条例等の一部を改正する条例

（滋賀県税条例の一部改正）

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第53条第67項」を「第53条第69項」に改める。

第37条第1項第1号中「および第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（」を「ガス供給業のうち」に、「以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者および電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第38条から第38条の3までにおいて同じ。）」を「（第4号および第38条の3第2項において「導管ガス供給業」という。）」に、「および貿易保険業」を「ならびに貿易保険業」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の

2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第38条の3第4項において「特定ガス供給業」という。）収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額

第37条の2第5項の表第38条の3第1項第1号および第4項第1号の項中「および第4項第1号」を削り、同表第38条の3第1項第3号および第4項第3号の項中「および第4項第3号」を削り、同表第38条の3第4項の項中「第38条の3第4項」を「第38条の3第5項」に改め、同項の次に次のように加える。

第38条の3第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
--------------	-----------	--

第37条の2第5項の表第38条の5第1項の項中「掲げる事業」を「同項第2号に掲げる事業」に改める。

第38条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第2号中「第72条の24の7第6項」を「第72条の24の7第7項」に改め、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中「もの」の右に「（第37条第1項第1号アに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第38条の5第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の右に「もしくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割または同号イ」を「資本割または同項第3号イ」に改める。

付則第7条の4中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第8条第1項中「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和3年4月1日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日」に改め、同条第7項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改

め、同項を同条第13項とし、同条第15項を同条第14項とし、同条第16項を同条第15項とし、同条に次の1項を加える。

16 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

付則第10条の2の6第1項の表鉱さいバラス製造業を営む者の項中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に改める。

付則第18条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

（滋賀県税条例の一部を改正する条例付則第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1項第5号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例の一部改正）

第2条 滋賀県税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第39号）付則第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1項第5号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項第1号中「および第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者および電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第38条から第38条の3までにおいて同じ。）」を「（第4号および第38条の3第2項において「導管ガス供給業」という。）」に、「および貿易保険業」を「ならびに貿易保険業」に改め、同項第3号中「および同法」を「、同法」に改め、「発電事業等」という。）の右に「および同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第38条の3第2項および第3項において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第38条の3第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額

第37条の2第5項の表第38条の3第1項第1号および第4項第1号の項中「および第4項第1号」を削り、同表第38条の3第1項第3号および第4項第3号の項中「および第4項第3号」を削り、同表第38条の3第4項の項中「第38条の3第4項」を「第38条の3第5項」に改め、同項の次に次のように加える。

第38条の3第5項第2号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
--------------	-----------	--

第37条の2第5項の表第38条の5第1項の項中「掲げる事業」を「同項第2号に掲げる事業」に改める。

第38条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に100分の1」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第2号中「第72条の24の7第6項」を「第72条の24の7第7項」に改め、同条第2項中「および発電事業等」を「、発電事業等および特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「および発電事業等」を「、発電事業等および特定卸供給事業」に改め、同条第4項中「もの」の右に「（第37条第1項第1号アに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第38条の5第1項中「同項第3号アに掲げる法人」の右に「もしくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割または同号イ」を「資本割または同項第3号イ」に、「よつて」を「より」に改める。

付則第18条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県税条例付則第8条第1項の改正規定ならびに付則第6項および第7項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）の施行の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の滋賀県税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第39号）付則第9項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た同条例付則第1項第5号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例（次項において「新令和2年改正前滋賀県税条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 4 新令和2年改正前滋賀県税条例第37条第1項第3号ならびに第38条の3第2項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）および第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 6 新条例付則第8条第1項の規定は、付則第1項ただし書に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 7 第1条の規定による改正前の滋賀県税条例付則第8条第1項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条例付則第8条第1項中「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和3年4月1日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 8 新条例付則第10条の2の6第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。